

都の心身障害者医療費助成制度

〔障〕受給者証を更新します (難病者福祉手当のご案内)

〔都〕の心身障害者医療費助成制度は、左表の所得制限基準額をもとに所得の判定を行い、現在受給している方に9月1日からの〔都〕を8月下旬に郵送します(所得超過の方などを除く)。

現在〔都〕をお持ちでない方で受給資格が生じた方は、障害福祉課(市役所1階)へ申請

〔都〕と難病者福祉手当所得制限基準額

扶養親族等の人数	所得額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
4人	512万4,000円
5人	550万4,000円

※本人所得。ただし、〔都〕で20歳未満の方は、国民健康保険法の世帯主か社会保険の被保険者の所得(本人が国民健康保険法の世帯主か社会保険の被保険者であれば20歳未満でも本人)。

負担(保険診療分)が1割または無しになる制度です。

〔都〕の対象は、各種医療保険に加入している次の方です。

①身体障害者手帳1・2級、内部障害3級の方②愛の手帳1・2度の方(所得制限があります)。

なお、65歳以上で初めて前記①②に該当することになった方、生活保護受給世帯に属する方、後期高齢者医療制度を受給し住民税が課税の方、〔乳幼児医療費助成制度〕を受給している方、小中学生の障害者の方で〔義務教育就学児医療費助成制度〕をお持ちの方は受給できません。

〔都〕が消滅した方は〔都〕を申請できるか同課へ問い合わせてください。

〔都〕をお持ちの方で有利な場合がありますので、問い合わせください。

詳しくは障害福祉課管理係



「高齢者元気度アンケート」結果を通知しました

～「老化のサイン」に、ご注目ください～

高齢者元気度アンケートの結果を8月上旬に郵送しました。判定結果に応じて、ご案内などの内容が異なります。



①老化のサインが「なし」の方

日常生活アドバイスと、誰でも参加できる教室などのご案内を同封しています。これからも心も体も元気に過ごしましょう。

②老化のサイン「あり」の方

本人の状態に合わせた介護予防教室のご案内を同封しています。案内に沿ってお申し込みください。予防教室に参加して、これからも元気に過ごしましょう。

※10月～3月生まれの方で、老化のサインがあった方には、教室のご案内の都合上、11月上旬に結果を郵送します。

【お願い】今回のアンケートの提出期限は過ぎていますが、未提出の方は、ぜひご返信ください

詳しくは介護福祉課地域ケア係 ☎470・7777 (内線2502・2557) へ。

☎470・7747、⑦については子育て支援課助成係 ☎470・7736へ。

難病者福祉手当のご案内

市では、難病にかかられた方を対象に難病者福祉手当を支給しています。

支給対象は、都で実施している難病医療費助成制度の対象疾病にかかられた在宅の方で、所得制限基準額内(上表参照)に該当する方です。

470・7747へ。

都営住宅・シルバーピア(高齢者集合住宅)

地元分の入居者を募集します

8月16日(木)から都営住宅のシルバーピア(高齢者集合住宅)の入居者を募集します。

〔募集住居〕単身者向けII柳窪三丁目(柳窪3ノ3)、1戸(1DK) ◆幸町一丁目(幸町1ノ11ほか)、4戸(1DK)

〔申し込み資格〕単身者向けは次の通り。①65歳以上の単

身者であること②市内に3年以上居住していること③所得が定められた基準額内であること(所得基準額は0円～25万6千800円)④住宅に困っていること⑤申込者が暴力団員でないこと

〔募集案内の配布〕土曜日(8月17日)を除く8月16日(木)～22日(水)に、都市計画課

今年テーマは「消費者からの東久留米ブランドを考えよう」

第41回くらしフェスタくるめ 参加団体を募集します

12月1日(土)・2日(日)の2日間に渡り、「消費者からの東久留米ブランドを考えよう」をテーマに、くらしフェスタくるめを開催します。実行委員会では、一緒に盛り上げていただける参加者を募集します。

〔応募資格〕くらしフェスタくるめに参加し、テーマに沿ったパネル展示をしていただく団体・個人など

〔パネル展示場所〕市役所1階屋内ひろば



「くらしフェスタくるめ」を一緒に盛り上げましょう

〔説明会開催日時・会場〕9月18日(火) 午後7時から市役所5階

※参加団体は説明会に出席していただきます。

申し込みは9月13日(木)までに(必着)、「くらしフェスタくるめ参加希望」と明記して、団体(個人)名・代表者の氏名・電話番号・活動内容と展示内容を記入の上、〒203-8555、市役所生活文化課まで郵送またはファクス(472-1131)、電子メール(seikatsubunka@city.higashikurume.lg.jp)で応募してください。内容を発行委員会で検討した上で、参加団体を決定します。

詳しくは同課市民協働係 ☎470・7738へ。

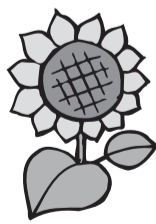
東久留米市環境審議会委員 (市民委員) を募集します

環境審議会は、市の環境の保全などに関する施策について、総合的・計画的に推進する上で必要な事項を調査・審議するための市長の附属機関として設置され、学識経験者・市民・事業者などで構成されています。

今回、市民委員を次の通り募集します。

〔任期・開催回数〕任期は2年間。審議会は、市長からの諮問内容により年間3回～5回程度(平日の昼間)開催を予定します

〔応募資格〕20歳以上の市民



〔応募人数〕5人以内

〔応募方法〕8月24日(金)までに(必着、書式自由)、「環境審議会委員希望」と明記して、②「いま関心がある環境問題(3項目)」③「応募の動機」④と⑤で800字程度にまとめ、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、電子メールアドレス(お持ちの方のみ)を記入の上、次の方法でお申し込みください。

①〒203-8555、市役所環境政策課まで郵送②同課(市役所5階)へ直接持参③電子メール(kankyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp)で提出

※選考結果は、9月上旬までに通知します。

詳しくは同課政策調整担当 ☎470・7753へ。



国民年金 だより

国民年金保険料の納付期限が延長される後納制度が始まります

国民年金制度は、20歳～60歳に到達するまでの40年間に国民年金保険料を納めることにより、満額の老齢基礎年金を受給することができます。しかし、保険料を納められなかった期間や

資格取得の届け出漏れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金が受給できなくなったり、このような事態を避けるため、今年10月1日から、国民年金保険料を納めることのできる期間を過去2年から10年に延長する後納制度が始まります。

後納保険料を納付できる期間は、24年10月1日～27年9月30日です。ただし、既に老齢基礎年金を受給している方、または65歳以上である方は対象となりません。

詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」☎0570・011・050(050または070から始まる電話)でおかけになる場合は☎03・6731・2015 または武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411へ。

市税などの納付にご協力ください

8月31日(金)は、市民税・都民税第2期、国民健康保険税第2期、後期高齢者医療保険料第2期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)でお納めください。

詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

市職員 人事異動

市では、7月25日付および8月1日付で部長および係長・係員の異動を行いました。部長級の異動は次の通りです(カッコ内は前職)。

〔7月25日付〕

〔課長級〕企画経営室職員課長兼主査事務取扱(企画経営室職員課長) 佐々木弘治

〔部長級〕教育部長(教育部

長兼学校適正化等担当課長事務取扱兼教育部総務課主査事務取扱(教育部図書館長) 荒島久人

〔課長級〕教育部学校適正化等担当課長兼教育部総務課主査事務取扱(教育部図書館長) 岡野知子

〔部長級〕教育部長(教育部

7716へ。